

＼商店街への出店を支援します！／ 多摩市商店街活性化に資する 出店支援事業補助金

補助額

初期費用
100万円
を補助！
(補助率1/2)

対象業種

商店街に出店する
**飲食業
物販業**

申請期間(注)

令和8年
4月1日
から
令和9年
3月31日

(注) 申請額の合計額が予算において定められた上限額に達した場合は、申請期間を終了します。

商店街の賑わいに資する店舗の出店 を後押しする制度を新設します！

本事業は、商店街に新たな賑わいをもたらすために「来街者との接点を生む業種」として飲食業および物販業の出店に対し、開業当初にかかる負担を軽減するため、施設改修、設備・備品に要する費用を補助するものです。

本事業を活用して出店した事業者には、商店街の活動に参加していただくとともに、市は市の実施する経営相談や交流会への出席を促し、事業継続を伴走支援します。



主な支給要件

- 1 多摩市内商店会組織に加入し、その活動に参加すること
- 2 令和8年4月1日～令和9年3月31日までに事業を開始すること
- 3 飲食業または物販業であること
- 4 3年を超えて事業を実施すること
- 5 週5日以上営業を行うこと
- 6 営業日1日につき、1人以上の従業員が常駐すること
- 7 市町村民税を滞納していないこと
- 8 事業経営にあたり法令違反をしていないこと
- 9 暴力団組織等でないこと
- 10 風営法第2条に規定する営業でないこと、青少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれがないこと



Q&A

- Q1 補助対象となる初期費用とは？
A1 施設改修費、備品購入費、設備導入費のうち、**令和8年4月1日から令和9年3月31日に契約・支出した費用が対象**です。(賃料は対象外)
- Q2 3年以上継続しないと返還？
A2 一部条件を除き返還になる可能性があります。
- Q3 事業の開始とはいったい何のこと？
A3 店舗の開業日を指します。
- Q4 商店街の活動に参加するとは、どのようなことですか？
A4 会議への参加やイベント等の企画・運営など、商店街活性化に向けた取組みに主体的に参画することを指します。



申請の流れ 申請方法

1 申請の流れ



2 申請方法

期間：令和8年4月1日～令和9年3月31日
方法：申請書類を公式HPからダウンロードし、専用フォームから申請

<https://www.city.tama.lg.jp/shisei/jigyosha/shogyo/shoutenkai/1019911.html>

